

## 鹿 児 島 県 公 報

令 和 2 年 10 月 27 日 ( 火 ) 第 153 号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

## 告 示

- 生産事業者の登録 (森林経営課取扱い) 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援  
医療機関の指定の辞退 (障害福祉課取扱い) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援  
医療機関の指定 (3件) (障害福祉課取扱い) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援  
医療機関の指定の更新 (3件) (障害福祉課取扱い) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援  
医療機関の変更事項の届出 (障害福祉課取扱い) 4
- 漁船保険義務付保発起の届出及び指定漁船調書の縦覧 (水産振興課取扱い) 4
- 公共測量の終了 (監理課取扱い) 4
- 公共測量の実施 (監理課取扱い) 4
- 道路の区域の変更 (道路維持課取扱い) 4
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定 (道路維持課取扱い) 5
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (南薩地域振興局取扱い) 5
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉  
サービス事業者の指定 (始良・伊佐地域振興局取扱い) 5
- 道路の位置指定 (始良・伊佐地域振興局取扱い) 6
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉  
サービス事業者の指定 (大隅地域振興局取扱い) 6

## 公 告

- 一般競争入札公告 (工業技術センター取扱い) 6

## 教 育 委 員 会 規 則

- 鹿児島県立特別支援学校学則の一部を改正する規則 (※) (義務教育課取扱い) 9
- 鹿児島県立高等学校学則の一部を改正する規則 (※) (高校教育課取扱い) 9
- 鹿児島県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則 (※) (高校教育課取扱い) 10

## 公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 10

## 告 示

## 鹿児島県告示第935号

林業種苗法 (昭和45年法律第89号) 第10条第1項の規定により、次のとおり生産事業者として登録した。

令和2年10月27日

鹿児島県知事 塩田康一

登録番号	生産事業者の氏名及び住所	生産事業の内容	事業所の名称及び所在地
第2145号	宮路 信一 枕崎市緑町241番地	種穂の採取 種穂の精選 幼苗の育成 幼苗以外の苗木の育成	宮路 信一 枕崎市緑町241番地

## 鹿児島県告示第936号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

令和 2 年 10 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

薬 局		辞退年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
有限会社吉村薬局	薩摩川内市横馬場町 9 - 26	令和 2 年 8 月 2 日	育成医療・更 生医療

## 鹿児島県告示第937号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和 2 年 10 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

病 院 又 は 診 療 所		指定年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
桜花心療クリニック	鹿児島市中央町10番地キャン セビル 6 階	令和 2 年 1 月 1 日	精神通院医療

## 鹿児島県告示第938号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和 2 年 10 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

薬 局		指定年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
れいめい薬局慈眼寺店	鹿児島市谷山中央六丁目23- 12	令和 2 年 1 月 1 日	精神通院医療
吹上薬局	日置市吹上町永吉14245番地	令和 2 年 1 月 1 日	精神通院医療
株式会社チューリップ調剤薬 局	奄美市名瀬長浜町 4 - 3	令和 2 年 1 月 1 日	精神通院医療

## 鹿児島県告示第939号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和 2 年 10 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

指定訪問看護事業者, 指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者		事業所		指定年月日	自立支援医療の種類
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地		
社会福祉法人 麦の芽福祉会	鹿児島市川上町680番地3	訪問看護ステーション優希	鹿児島市吉野二丁目38番13号ゆたかのもり花棚	令和2年 1月1日	精神通院医療
株式会社みらいあまみ	奄美市名瀬朝仁新町35番23号	訪問看護ステーション日和	奄美市名瀬朝仁新町35番23号	令和2年 1月1日	精神通院医療

## 鹿児島県告示第940号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和2年10月27日

鹿児島県知事 塩田康一

病院又は診療所		更新年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
今村クリニック	薩摩川内市宮内町2641番地	令和2年 1月1日	精神通院医療
大口温泉リハビリテーション病院	伊佐市大口青木3022-34	令和2年 1月1日	精神通院医療

## 鹿児島県告示第941号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和2年10月27日

鹿児島県知事 塩田康一

薬局		更新年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
安楽薬局	志布志市志布志町安楽52番地5	令和2年 1月1日	精神通院医療
さくら薬局	曾於郡大崎町永吉8297番地13	令和2年 1月1日	精神通院医療
愛生堂薬局	鹿屋市横山町1959番地2	令和2年 1月1日	精神通院医療

## 鹿児島県告示第942号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和2年10月27日

鹿児島県知事 塩田康一

病院又は診療所		更新年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
医療法人徳洲会大隅鹿屋病院	鹿屋市新川町6081番地1	令和2年 9月1日	更生医療

**鹿児島県告示第943号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更があった旨の届出があった。

令和 2 年 10 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

医療機関の名称及び所在地	変更事項	変更内容		自立支援医療の種類
		変更前	変更後	
医療法人徳洲会大隅鹿屋病院 鹿屋市新川町6081番地 1	名称	社会医療法人 鹿児島愛心会 大隅鹿屋病院	医療法人徳洲 会大隅鹿屋病 院	更生医療

**鹿児島県告示第944号**

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第 5 条第 1 項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第 1 項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を令和 2 年 10 月 27 日から同年 11 月 10 日まで鹿児島市漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和 2 年 10 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 発起人の住所及び氏名  
鹿児島市桜島赤生原町400番地 1 柴田宇孝  
鹿児島市桜島横山町319番地 篠原次則  
鹿児島市桜島小池町1528番地 3 岩元康
- 2 加入区  
西桜島加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第 1 項の申出をする漁業協同組合の名称  
鹿児島市漁業協同組合

**鹿児島県告示第945号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、九州防衛局長から令和 2 年 7 月 7 日鹿児島県告示第667号で告示した公共測量の実施は、令和 2 年 8 月 31 日終了した旨の通知があった。

令和 2 年 10 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

**鹿児島県告示第946号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、薩摩川内市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 2 年 10 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（温泉場土地区画整理事業 出来形確認測量（基準点測量））
- 2 作業の期間 令和 2 年 11 月 1 日から令和 3 年 2 月 26 日まで
- 3 作業の地域 薩摩川内市入来町副田地内

**鹿児島県告示第947号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和 2 年 10 月 27 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 10 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	鹿児島東市来線	鹿児島市田上七丁目1322番4地先から1355番7地先まで	前後	17.7~24.5 17.7~24.5	58.2 58.2
		鹿児島市上谷口町1080番1地先から1075番1地先まで	前後	12.6~22.5 12.6~22.5	83.4 83.4
	鹿児島蒲生線	鹿児島市下田町1360番2地先から1363番6地先まで	前後	12.8~19.6 10.3~19.6	21.0 21.0

## 鹿児島県告示第948号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定した。

令和 2 年 10 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	区 間
県道	知名沖永良部空港線	大島郡和泊町大字和泊字石川平29番5地先から同町大字手々知名字スン兼久512番地先まで
	与論島循環線	大島郡与論町大字茶花字赤佐232番地先から同町大字茶花字辻宮1011番3地先まで
		大島郡与論町大字茶花字赤佐232番地先から同町大字立長字西中尾118番5地先まで

## 南薩地域振興局告示第9号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和 2 年 10 月 27 日

南薩地域振興局長 大山浩昭

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
児童発達支援事業所ぶらんこ	南九州市顚娃町牧之内2924番15	社会福祉法人藤蔭福祉会	南九州市顚娃町郡1390番地	佐藤 一洋	令和 2 年 9 月 1 日	保育所等訪問支援

## 始良・伊佐地域振興局告示第33号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和 2 年 10 月 27 日

始良・伊佐地域振興局長 中野功久

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
就労継続支援B型事業なな一らミラクル	霧島市国分野口東1026	株式会社M&A JAPAN	霧島市国分敷根548番地	太田 直希	令和 2 年 10 月 1 日	就労継続支援B型
短期入所事業所	伊佐市大口宮人	社会福祉法人大	伊佐市大口宮人	大保潤一郎	令和 2 年	短期入所

ゆとり	463番地30	一会	463番地133		11月1日	
-----	---------	----	----------	--	-------	--

## 始良・伊佐地域振興局告示第34号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和 2 年 10 月 27 日

始良・伊佐地域振興局長 中野功久

指定の年月日	申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名	指 定 道 路		
		位 置	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
令和 2 年 10 月 8 日	霧島市隼人町見次 335番地 3 有限会社ジェイ・ エス・エンタープ ライズ 代表取締役 定栄昭一	始良市加治木町木田字岩 原779番 1, 779番10及び 779番11並びに字一丁田 780番 1 及び780番 8	72.60	4.03~4.19

## 大隅地域振興局告示第27号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和 2 年 10 月 27 日

大隅地域振興局長 松蘭英昭

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
女性障がい者専用グループホーム辰の子ホーム	曾於郡大崎町神 領1415番地 1	特定非営利活動 法人くろしお会	曾於郡大崎町神 領1418番地 2	大崎 辰夫	令和 2 年 9 月 18 日	共同生活 援助

## 公 告

## 一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の購入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和 2 年 10 月 27 日

鹿児島県工業技術センター所長 瀬戸口眞治

## 1 入札に付する事項

- (1) 購入をする物品等の名称及び数量  
万能実大強度試験機 一式
- (2) 購入をする物品等の特質等  
入札説明書による。
- (3) 納入期限  
入札説明書による。
- (4) 納入場所  
入札説明書による。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定され

た者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。

(2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第 2 条第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。

(3) 納入しようとする物品の機能等証明書を令和 2 年 11 月 20 日午後 5 時までに 4 の(2)の場所に提出し、当該物品を納入することができることを証明した者であること。

なお、機能等証明書を発売予定の物品で提出する場合は、1 の(1)の物品を要求仕様書の示す納入期限までに納入することができる旨の当該物品製造元の証明書を併せて添付すること。

また、提出した機能等証明書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等

入札に参加しようとする者で 2 の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第 2 条第 2 項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

令和 2 年 10 月 27 日から同年 11 月 25 日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

鹿児島県工業技術センター庶務部

霧島市隼人町小田 1445 番 1 号 郵便番号 899-5105

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

(4) 入札書の提出期限

令和 2 年 12 月 15 日午後 5 時（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和 2 年 12 月 16 日午前 10 時

イ 場所 鹿児島県工業技術センター（1 階）研修室

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書

による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(ア) 交付場所 (2)に同じ。

(イ) 交付期限 令和 2 年 11 月 20 日 午後 5 時

5 契約条項を示す場所及び期限

4 の(2)及び(6)のイの(イ)に同じ。

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約の相手方が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

(8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

10 最低制限価格



設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から 5 日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

12 仮契約の締結

本物品等の購入に係る契約の締結については、鹿児島県議会（以下「議会」という。）の議決を要するため、議決までの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとする。

(1) 仮契約締結後、議会の議決までの間に、落札者が地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当することとなった場合又は指名停止を受けた場合は、契約担当者は仮契約を解除することができる。

(2) (1)により仮契約を解除した場合は、県は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。

13 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県工業技術センター庶務部

霧島市隼人町小田 1445 番 1 号 郵便番号 899-5105

電話番号 0995-43-5111

ファックス番号 0995-64-2111

14 その他

この調達には、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

15 SUMMARY

(1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE HIRED:

Universal Testing Machine for Full-Scale Materials:1Set

(2) DELIVERY PERIOD:

Specified in the bid explanation form

(3) DELIVERY PLACE:

Specified in the bid explanation form

(4) TIME LIMIT FOR TENDER:

5:00 p.m. 15 December 2020

(5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:

Kagoshima Prefectural Institute of Industrial Technology

1445-1 Oda, Hayato-cho, Kirishima City, Kagoshima Prefecture 899-5105 Japan

TEL 0995-43-5111

FAX 0995-64-2111

## 教育委員会規則

鹿児島県立特別支援学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 10 月 27 日

鹿児島県教育委員会教育長 東條広光

### 鹿児島県教育委員会規則第 9 号

鹿児島県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

鹿児島県立特別支援学校学則（昭和 31 年鹿児島県教育委員会規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

別表鹿児島県立鹿児島聾学校の項中「美容科」を「生活デザイン科」に改める。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

鹿児島県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 10 月 27 日

鹿児島県教育委員会教育長 東條広光

鹿児島県教育委員会規則第10号

鹿児島県立高等学校学則の一部を改正する規則

鹿児島県立高等学校学則（昭和27年鹿児島県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1 鹿児島県立市来農芸高等学校の項中「生活科」の次に「，農業科，畜産科，環境園芸科」を加える。

別記第2号様式中 「 [ ] 性別 [ ] 」を

「 [ ] 」に改める。

別記第2号様式の2及び別記第3号様式中 「 [ ] 性別 [ ] 」を

「 [ ] 」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、別記第2号様式から別記第3号様式までの改正規定は、公布の日から施行する。

鹿児島県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和2年10月27日

鹿児島県教育委員会教育長 東條広光

鹿児島県教育委員会規則第11号

鹿児島県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県立高等学校通学区域に関する規則（昭和39年鹿児島県教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第2号様式中「性別（ ）」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第110号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和2年10月27日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

Table with 4 columns: 遊技機の種類, 型式名, 製造者の氏名又は名称, 検定番号. Rows include models like Pぱちんこ冬のソナタForever M2, Pフィーバー戦姫絶唱シンフォギアYR, Pスーパーコンピα7500jS, and Pコードギアス 反逆のルルーシュbR.